

令和5年度 スマートハウス設備設置費補助制度の概要

碧南市では、地球温暖化対策のひとつとして、市民のクリーンエネルギーの活用を支援するため、スマートハウス設備の設置にかかる費用について補助金を交付しています。

必ずこの概要やHPを良く読んで、書類提出等の手続きを行ってください。手続きがなされなかった場合、補助金の交付は出来ません。

※工事着工前の交付申請及び設置完了後の実績報告が必要です。

1 補助対象となるシステム

対象設備ごとに以下のすべてに該当するもの。ただし、未使用品に限る。

- (1) 住宅用太陽光発電システム（単独設置は補助対象外で太陽光、HEMSに蓄電池か自動車充給電設備の一体的導入に限ります。）
 - ・太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備
 - ・一般社団法人電気安全環境研究所（JET）の認証又は相当の認証を受けているもの
 - ・設置住宅で電気が消費され、連系された低圧配電線に余剰電力が逆流するもの（全量買取契約の場合は、対象になりません。）
 - ・太陽電池の最大出力が10kW未満のもの（パワコンによる調整前の出力）
- (2) 住宅用燃料電池システム
 - ・燃料電池、貯湯ユニット等から構成され、プロパンガス等から取り出した水素と空気中の酸素により発電を行い、排熱を給湯等に利用できるもの
 - ・一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）による補助対象機器の登録を受けているもの
- (3) 住宅用リチウムイオン蓄電池システム
 - ・リチウムイオン蓄電池及びインバータ等の電力変換装置を備え、電気を繰り返し蓄え、停電時等に必要に応じて電気を活用できるもの
 - ・一般社団法人環境共創イニシアチブ（Sii）による補助対象機器の登録を受けているもの
- (4) 住宅用次世代自動車充給電設備
 - ・電気自動車等の充電及び電気自動車等から住宅への電力供給が可能なもの
 - ・一般社団法人性世代自動車振興センター（NeV）による補助対象機器の登録を受けているもの

(5) 住宅用エネルギー管理システム（HEMS）

- ・家庭での電力使用量等を自動で実測し、エネルギーの可視化を図り、電力使用量を調整する制御機能を有するもの
- ・愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金取扱要領 3(3) の要件を全て満たすもの（対象となるか不明な場合は、事前に一度お問い合わせください。）

2 補助を受けられる方

- ・過去に当該設備で補助を受けている場合は、対象外（設備ごとに1棟につき1回）
- ・市内に住所があり（実績報告時までの転入も可）、市税の滞納が無く、次のいずれかに該当する方

(1) 自ら居住する市内の住宅に補助対象設備を設置する方

(2) 自らが居住する目的で、あらかじめ補助対象設備のついた住宅を購入する方

※店舗併用住宅の場合は、延床面積の2分の1以上が住宅の用に供するもの

※借用住宅に補助対象設備を設置する場合は、住宅所有者の承諾を得ているもの

※設備の設置及び市への実績報告が、**令和6年3月22日（金）**までに完了するもの

3 補助金の額

| 補助対象設備 | 補助金の額 |
|--|------------------------|
| 太陽光発電一体的導入（太陽光 + HEMS + 蓄電池 or 自動車充給電設備） | 蓄電池システムとの一体的導入・・・27万円 |
| | 自動車充給電設備との一体的導入・・・22万円 |
| 燃料電池システム | 1基あたり10万円 |
| リチウムイオン蓄電池システム | 1基あたり10万円 |
| 次世代自動車充給電設備 | 1基あたり5万円 |
| 住宅用エネルギー管理システム（HEMS） | 1基あたり1万円 |

※補助金の額が、設置費用を超えるときは、設置費用が上限となります。

※碧南市からの補助金の額には、愛知県からの補助金額が含まれています。

※先着順で受付し、予算がなくなり次第終了となります。

4 手続きの流れ ※次ページ「手続きの流れ」を参照してください。

実績報告は、事業完了日（支払い完了日又は引渡し日のいずれか遅い日）から起算して30日を経過した日又は**令和6年3月22日（金）**のいずれか早い日を締切日とします。

碧南市役所
環境課

【手手続きの流れ】

申請者

事前に①交付申請をする

(およそ2週間後)

交付決定通知が申請者へ送付される

申請後、内容を変更・中止する場合は、
設置前に②変更申請をする

(およそ2週間後)

変更決定通知が申請者へ送付される

工事着手

※必ず交付決定通知が
発行されてから工事着手してください。

設置完了

完了日から30日以内、または令和6年3月22日(金)の
いずれか早い日までに実績報告書類を提出してください。

設置完了後、③実績報告及び請求書を提出をする

(およそ2週間後)

額の確定通知書が申請者へ送付される

(請求書提出からおよそ4週間後)

指定口座に補助金が入金される。

※振込み完了の通知はございませんので、ご承知ください。

書類作成にあたっては、リーフレットをよく読み、
各書類の記載例および留意事項を必ずご確認ください。

5 申請書類チェックリスト

- ◎今年度から申請書及び請求書の押印欄を廃止しております。
- ◎不要な鉛筆書き等は、消してからご提出ください。
- ◎提出書類は、原則返却しません。受領の控えが必要な方は、コピーをご持参ください。
- ◎書類は直接窓口へご持参ください。（郵送不可）

①交付申請

- スマートハウス設備設置費補助金交付申請書（様式1-1）
- スマートハウス設備設置計画書（様式1-2）※写真はカラー印刷であること
 - ・新築住宅に設置する場合、住宅写真は建設予定地の現況写真で可
 - ・既存住宅に設置する場合、設置予定場所に設備が設置されていないことが分かる写真
- 工事請負契約書のコピーまたは注文書及び請書のコピー
(建売住宅を購入する場合、売買契約書のコピー)
 - ・契約書に補助対象設備の経費の記載がない場合、経費が確認できる書類が必要です。
- 申請者が設備を設置しようとする住宅の所有者でない場合（借用住宅）、所有者からの承諾書
- 店舗等の併用住宅に設置する場合、居住部分が延床面積の2分の1以上であることを証明できるもの

②変更申請（契約内容に変更があった場合または申請の取り下げをする場合のみ）

- スマートハウス設備設置費補助金計画変更申請書（様式3）
- 変更前と変更後の内容が分かる書類

③実績報告及び補助金請求

- スマートハウス設備設置費補助金実績報告書（様式5-1）
- スマートハウス設備設置写真添付書（様式5-2）
- スマートハウス設備に係る領収書のコピー
 - ・他の工事内容も含む場合、内訳書を添付するか対象設備が含まれていることが分かるように但し書きをご記入ください。
- スマートハウス設備の機器保証書の写し又は未使用品であることが確認できる書類
 - ・太陽光発電はモジュールの出力対比表、その他の設備は保証書申込書等でも可とします。
その場合、必ず申請者の氏名住所及び型式が記載されていること。
- 住民票の写し（住所地が申請された設置場所と同一のもの）
 - ・碧南市役所市民課等で発行できます。申請者個人の情報（本籍・続柄省略）で可
発行した書類をそのままご持参ください（コピー不可）。
- 碧南市税の完納証明書（提出日より3ヶ月以内に取得したもの）
 - ・碧南市役所税務課等で発行できます。碧南市で課税がない場合でも必要となります。
- 太陽光発電一体的導入の場合、電気事業者発行の発電設備の連系に関する書類のコピー
- スマートハウス設備設置費補助金交付請求書（様式7）
 - ・記載例をよくご確認の上、間違いのないよう記入してください。